令和４年度 第１回 瑞穂町総合教育会議　次第

日時：令和４年１０月１８日（火）午前９時から

場所：庁舎１階ホール

１　開　会

２　町長挨拶

３　議　題

（１）多摩都市モノレール箱根ケ崎方面延伸事業について

（２）通学路等における合同点検について

（３）いじめ防止対策等について

（４）その他

４　閉　会

【資料等】

令和４年度 第１回瑞穂町総合教育会議 席次

資料１　　多摩都市モノレール箱根ケ崎方面延伸事業について

資料２　　令和４年度通学路等における合同点検実施状況

資料３　　いじめ防止対策等について

令和４年度 第１回 総合教育会議　席次

庁舎１階 ホール

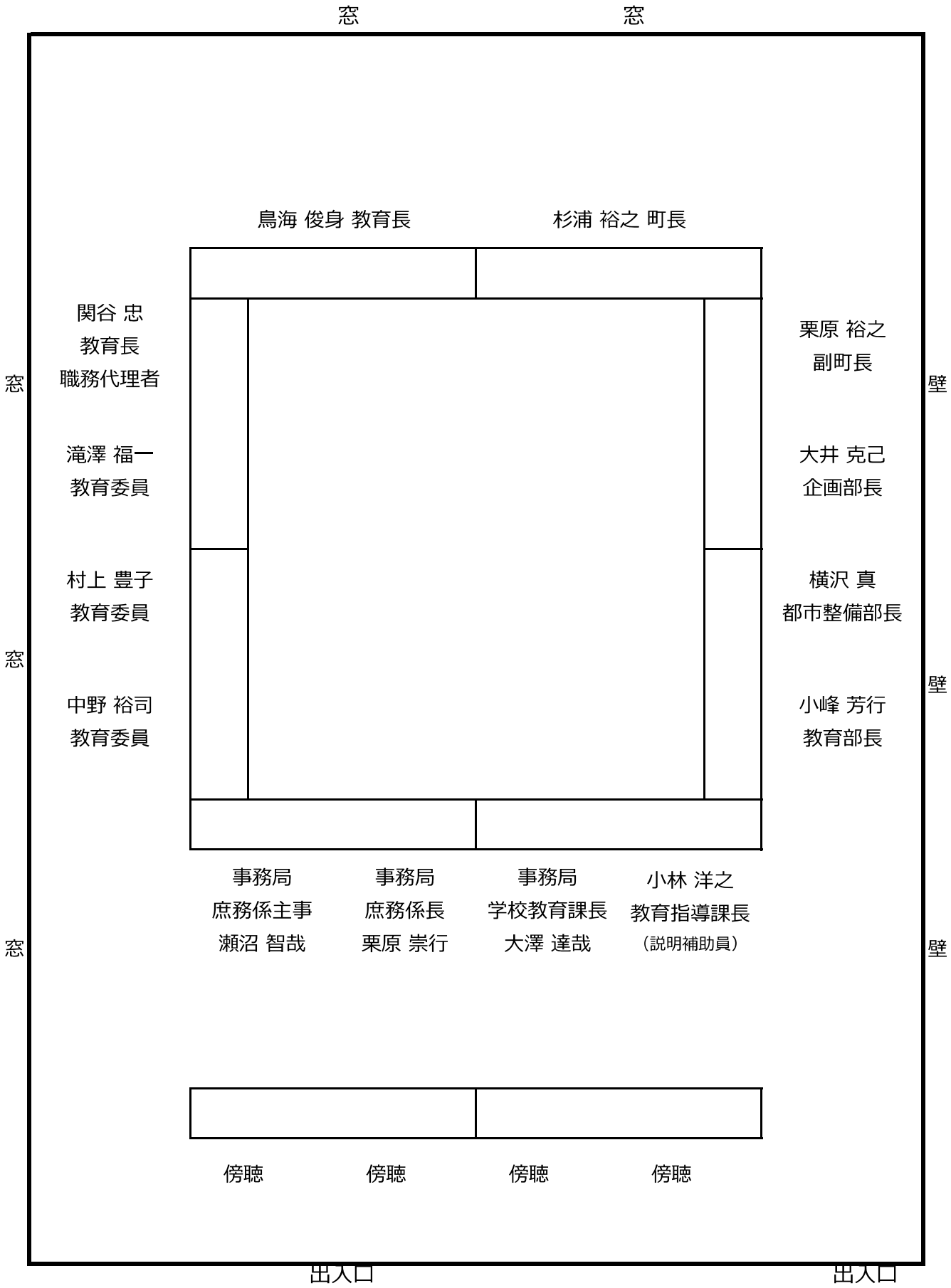

資料１

多摩都市モノレール箱根ケ崎方面延伸事業について

１　概要

東京都は、多摩都市モノレール（上北台～箱根ケ崎）延伸計画の事業化に向け、都市計画素案説明会の開催を正式に決定しました。

素案説明会の開催に先立ち、東京都は、９月３０日より町内の沿線※住民等に対し、「説明会のお知らせ」と「都市計画素案のあらまし（事業パンフレット）」を各戸配布しています。　*※大字箱根ケ崎、大字石畑、大字武蔵、大字殿ヶ谷*

町からは広報１０月号およびＨＰで案内を実施中です。

２　素案説明会について

以下の日程および会場で計６回開催されます。（各回とも同じ内容です）

説明会の主催は、東京都および多摩都市モノレール株式会社です。

日程および会場

	日　時	会　場	定　員
①	令和４年１０月１８日(火) 午後6時30分～午後8時00分（開場 午後5時45分）	武蔵村山市民会館 大ホール （武蔵村山市本町1-17-1）	３６０名
②	令和４年１０月１９日(水) 午後6時30分～午後8時00分（開場 午後5時45分）	武蔵村山市民会館 大ホール （武蔵村山市本町1-17-1）	３６０名
③	令和４年１０月２１日(金) 午後6時30分～午後8時00分（開場 午後6時00分）	瑞穂中央体育館 （西多摩郡瑞穂町大字石畑1989-1）	１９０名
④	令和４年１０月２２日(土) 午後2時00分～午後3時30分（開場 午後1時15分）	武蔵村山市民会館 大ホール （武蔵村山市本町1-17-1）	３６０名
⑤	令和４年１０月２４日(月) 午後6時30分～午後8時00分（開場 午後6時00分）	瑞穂中央体育館 （西多摩郡瑞穂町大字石畑1989-1）	１９０名
⑥	令和４年１０月２５日(火) 午後7時00分～午後8時30分（開場 午後6時30分）	東大和市立第五中学校 体育館 （東大和市芋窪5-1119）	１２０名

説明会当日、東京都から駅や軌道線形など延伸計画に関する説明があることに加え、沿線２市１町（東大和市・武蔵村山市・瑞穂町）から　“今後のまちづくりの方向性”についてお示しする予定です。

３　事業スケジュール（想定）

東京都から具体的な事業スケジュールは示されておりませんが、今後、以下の都市計画手続きの流れが想定されます。

令和４年１０月…都市計画素案の説明会（環境アセスメント手続き開始）
令和５年度　　…都市計画案の説明会
令和６年度　　…都市計画決定
令和７年度　　…事業認可（工事着手）

４　まちづくりの方向性について

町は、第５次長期総合計画や都市計画マスタープラン等に基づき、以下の方針に沿って新駅周辺のまちづくりに取り組むこととします。

なお、素案説明会では、会場スクリーンに資料を投影し、対外的にお示しする予定です。（ナレーション付）

（仮称）No. 6駅周辺

①駅前空間の賑わい創出　　②土地区画整理事業の早期完了
③新産業導入・育成拠点の形成　　④交通ネットワークの強化　　など

（仮称）No. 7駅周辺

①回遊性の向上、賑わいの創出　　②駅前空間の再編
③地域交流の活性化　　など

都市計画素案説明会のお知らせ

多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ケ崎）計画及び関連する都市計画道路について

東　　京　　都
多摩都市モノレール株式会社

このたび、多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ケ崎）計画及び関連する都市計画道路の都市計画素案を作成いたしました。
つきましては、その内容を皆様にご説明するため、下記により説明会を開催いたしますので、お知らせいたします。
なお、説明会は先着順といたします。定員に達した場合は、入場を制限させていただきますので、予めご了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の状況により、説明会の開催方法等を変更する場合がございます。
開催方法等については、１０月１４日（金）までに、下記ホームページに掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pamphlet/（東京都 都市整備局HP）

位置図

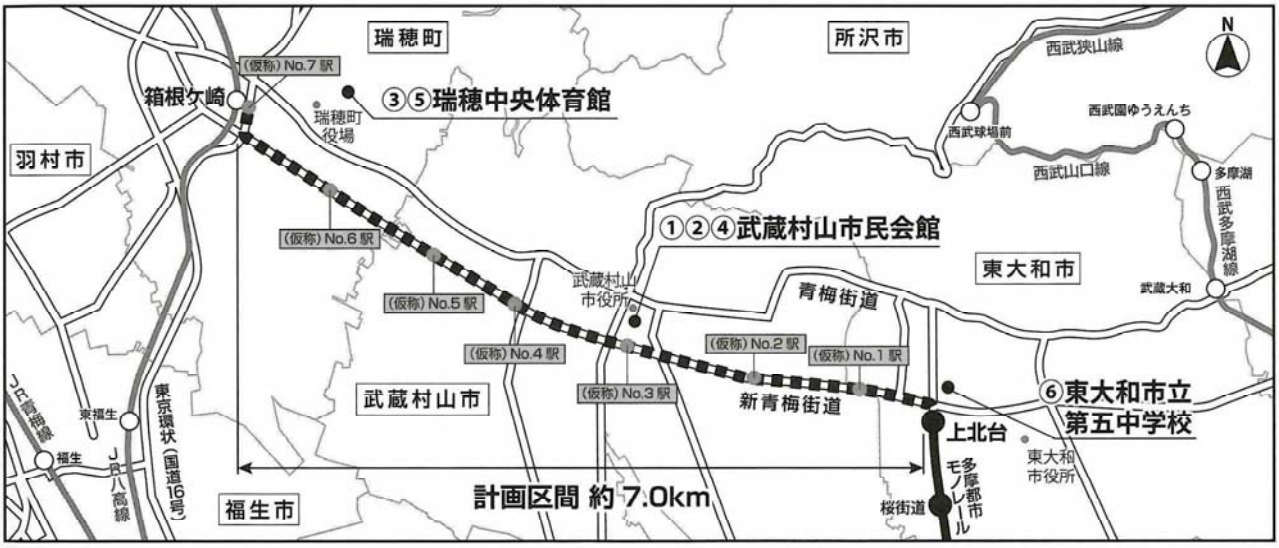

日程および会場

	日　時	会　場	定　員
①	令和４年１０月１８日（火） 午後6時30分～午後8時00分（開場 午後5時45分）	武蔵村山市民会館 大ホール （武蔵村山市本町1-17-1）	３６０名
②	令和４年１０月１９日（水） 午後6時30分～午後8時00分（開場 午後5時45分）	武蔵村山市民会館 大ホール （武蔵村山市本町1-17-1）	３６０名
③	令和４年１０月２１日（金） 午後6時30分～午後8時00分（開場 午後6時00分）	瑞穂中央体育館 （西多摩郡瑞穂町大字石畑1989-1）	１９０名
④	令和４年１０月２２日（土） 午後2時00分～午後3時30分（開場 午後1時15分）	武蔵村山市民会館 大ホール （武蔵村山市本町1-17-1）	３６０名
⑤	令和４年１０月２４日（月） 午後6時30分～午後8時00分（開場 午後6時00分）	瑞穂中央体育館 （西多摩郡瑞穂町大字石畑1989-1）	１９０名
⑥	令和４年１０月２５日（火） 午後7時00分～午後8時30分（開場 午後6時30分）	東大和市立第五中学校 体育館 （東大和市芋窪5-1119）	１２０名

※お車でのご来場はご遠慮ください。
※６日間とも説明内容は同じです。多くの皆さまにご参加いただくために、複数回のご参加はご遠慮ください（当日説明に使用する資料はインターネットで公開いたします）。
※開場時間より前にお越しいただいても会場には入ることができません。
※定員に達した場合は入場を制限させていただきます。

主催者が実施する新型コロナウイルス感染防止対策

今回の説明会にご来場いただく皆さまには、受付票に氏名、住所、連絡先をご記入いただきます。

これは、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に、保健所等への作業協力や参加者へご連絡するために必要なものです。また、会場受付での混雑回避のため、同封の受付票に事前にご記入のうえ、お越しいただきますよう、ご協力の程お願いいたします。

東京都内部での説明会参加者の把握のほか、保健所等の公的機関へ提供する場合もありますので、予めご了承ください。

【当 日】

○説明者及びスタッフのマスク着用、検温・体調確認を実施いたします。
○ご来場者の方に検温器による検温を実施いたします。なお、発熱(37.5℃以上)のある方、咳等の症状がある方の入場はお断りいたします。
○座席間隔は１m程度確保いたします。
○適宜会場の換気を行います。
○質疑応答のマイクは利用の都度消毒いたします。
○土足不可の会場については、使い捨てのスリッパを使用いたします。

※説明会会場にご来場いただかなくても内容をご覧いただける取組として、下記ホームページに説明会でご説明する資料を公開いたします。
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pamphlet/(東京都 都市整備局 HP)

説明会会場にご来場いただく皆さまにお願いする感染防止対策

マスクの着用をお願いいたします

咳エチケットにご協力をお願いいたします

手指消毒にご協力をお願いいたします

会場内での会話はお控えください

会場内では、ソーシャルディスタンスの確保をお願いいたします

ご家族の方は、なるべく最小限の人数での来場をお願いいたします

【以下に該当する方の来場はお控えください】
①新型コロナウイルスの陽性判定を受けて、当日はまだ療養が終了していない方
②保健所により、感染者の「濃厚接触者」と判断され自宅待機を指示されており、当日はまだ解除されていない方
③全ての国・地域の海外から帰国・入国された方で、自宅待機や隔離の要請を受けており、当日はまだ解除されていない方
④風邪の症状がある方（咳、咽頭痛など）
⑤37.5℃以上の熱がある方
⑥息苦しさや強いだるさがある方
⑦味覚・嗅覚異常などの異変がある方
⑧その他体調に不安がある方

○来場の前に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードにご協力をお願いいたします。
○会場を適宜換気いたしますので、体温調整しやすい服装での来場をお願いいたします。
○説明会終了後は、会場内や廊下等に長時間留まらないようお願いいたします。
○説明会参加後、２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに下記連絡先までご報告をお願いいたします。
東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課　TEL：03(5388)3284

iPhoneの方はこちら
(App Store)

Androidの方はこちら
(Google Play)

託児保育サスについて

【託児保育サービスについて（事前予約のご案内）】

本説明会では、託児保育サービス（一時保育）を実施いたします。お子様をお連れになっての参加を予定される方で、託児保育サービスをご希望の方は、以下の申込先へお電話にてお申し込みください。なお、本説明会の託児保育サービスをご利用できる人数には限りがございます。事前予約の時点又は当日のご来場の時点で予定数に達した場合は、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

（お申し込み時に「『多摩都市モノレールの説明会』で託児保育サービスの利用を希望する」旨をお伝えください。）

【対象年齢】 生後６ヶ月から未就学（６歳）までの乳幼児
【申込期限】 令和４年１０月１４日（金）午後５時まで
【申 込 先】 東京都 建設局 道路建設部 計画課
■TEL：０３（５３２０）５４９２
受付時間：午前９時～午後０時、午後１時～午後５時
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

【新型コロナウイルス感染防止対策】

○お子様の体調確認
・入室前に検温し、37.5℃以上の発熱があるお子様、または、咳・くしゃみ・鼻水・鼻づまりの症状が少しでもあるお子様はお預かりできません。
・入室時に、アルコール消毒液または、除菌ティッシュにて手を拭き、消毒をいたします。
○備品・遊具消毒
・１時間おきに、ドアノブ・机・椅子・人が手を触れる場所・物を消毒いたします。
・お子様が舐めた遊具は、遊具の素材に合わせ、消毒をいたします。使用した遊具に関しても同様の対応をいたします。運営時間中にルーム内にて、遊具・備品の消毒をすることもありますが、ご了承ください。
○スタッフの体調管理
・保育スタッフは、従事前の検温実施や、手洗い・うがいの徹底等、体調管理を行います。
・保育スタッフは、マスクを着用いたします。
○保護者様へのお願い
・入室前に、お子様の手洗いをしてから受付へお越しください。

会場案内図

武蔵村山市民会館 大ホール（武蔵村山市本町1-17-1）
①令和４年１０月１８日（火）午後6時30分～午後8時00分
②令和４年１０月１９日（水）午後6時30分～午後8時00分
④令和４年１０月２２日（土）午後2時00分～午後3時30分

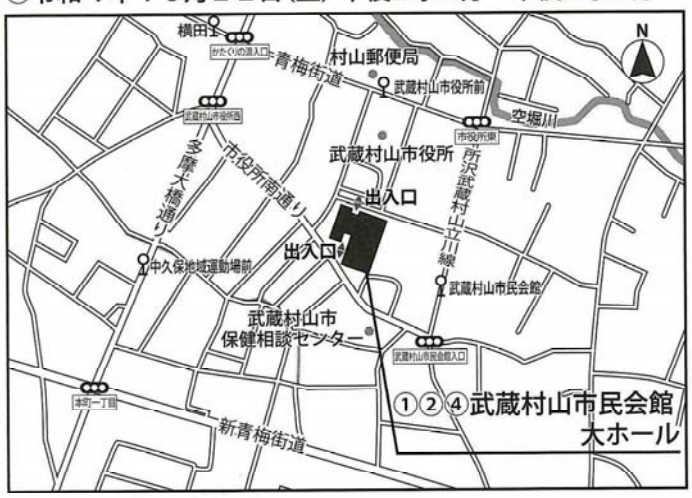

瑞穂中央体育館（西多摩郡瑞穂町大字石畑1989-1）
③令和４年１０月２１日（金）午後6時30分～午後8時00分
⑤令和４年１０月２４日（月）午後6時30分～午後8時00分

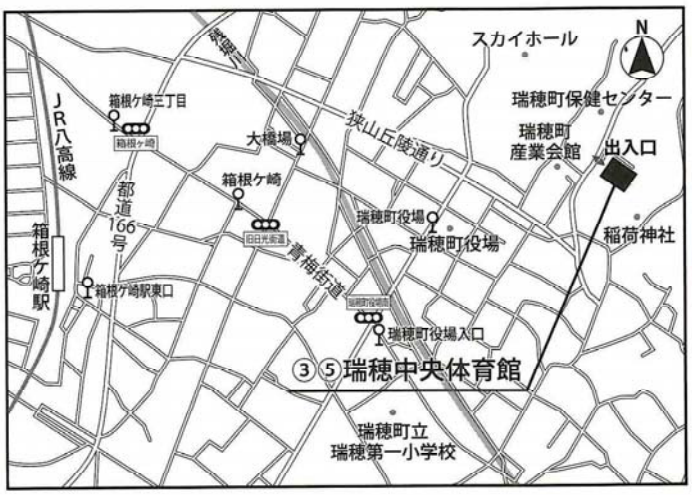

東大和市立第五中学校 体育館（東大和市芋窪5-1119）
⑥令和４年１０月２５日（火）午後7時00分～午後8時30分

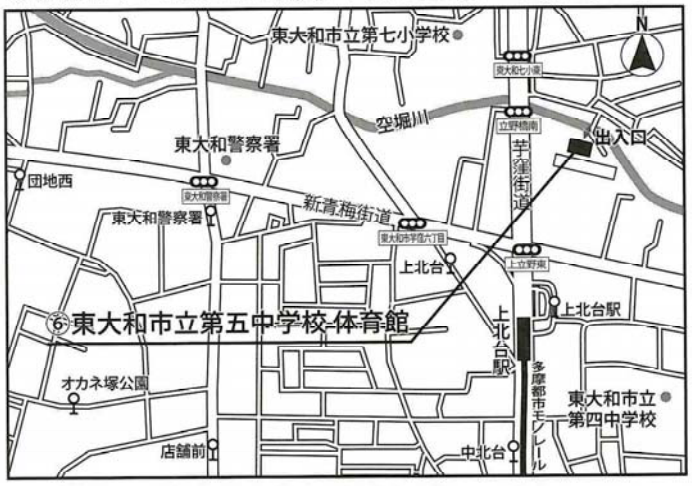

手話通訳について

当日手話通訳をご用意します。手話通訳者はフェイスシールド等を着用いたします。

お問い合わせ先

【都市計画（モノレール）、説明会に関すること】
東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課　TEL：03（5388）3284

【都市計画（道路）に関すること】
東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課　TEL：03（5388）3293

【事業計画に関すること】
東京都 建設局 道路建設部 計画課　TEL：03（5320）5492
多摩都市モノレール株式会社　TEL：042（526）7800

※会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

～お願い～
この「都市計画素案説明会のお知らせ」の配布については、計画区間周辺の皆様に対して「配布漏れ」がないよう十分注意しましたが、万一受け取られていない方をご存じでしたら、恐れ入りますが、この内容をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

都市計画素案のあらまし

多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ケ崎）計画
及び関連する都市計画道路について

東　　京　　都

多摩都市モノレール株式会社

計画のあらまし

本計画は、多摩都市モノレールを上北台駅からＪＲ箱根ケ崎駅方面へ延伸するもので、東大和市上北台一丁目地内から西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎地内に至る、延長約 7.0km の区間について、都市高速鉄道都市モノレール第１号線の都市計画を変更及び決定するものです。

また、多摩都市モノレールの延伸に伴い、当該区間について、特殊街路（都市モノレール専用道）の計画を変更及び決定するとともに、一部、拡幅が必要となる幹線街路についても変更を行います。

この計画の実施により、ＪＲ箱根ケ崎駅から多摩センター駅までが繋がり、多摩地域の公共交通ネットワークが強化されることで、多摩地域のアクセス利便性の向上が図られるとともに、沿線だけでなく多摩地域全体の活力や魅力の向上等が期待されます。

本計画の推進につきまして、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

既設区間

多摩センター駅～上北台駅

（延長約 16.0km）

計画区間

上北台駅～（仮称）No.7 駅

（延長約 7.0km）

輸送システム

跨座型モノレール

定員

約 400 人（4 両編成）

■広域図

都市計画素案の概要

1 都市高速鉄道の概要

多摩都市モノレールの延伸に伴い、都市高速鉄道の延長等を変更及び決定します。

【名　　称】 立川都市計画都市高速鉄道都市モノレール第１号線
福生都市計画都市高速鉄道都市モノレール第１号線
【区　　間】 東大和市上北台一丁目地内～西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎地内
【延　　長】 約 7,010m
【構造形式】 高架式（嵩上式）
【駅 施 設】 （仮称）No.１～６駅　ホーム延長：約 66m、ホーム幅員：約 8.5m
（仮称）No.７駅　ホーム延長：約 66m、ホーム幅員：約 8m

2 都市計画道路の概要

●特殊街路（都市モノレール専用道）

多摩都市モノレールの延伸に伴い、特殊街路（都市モノレール専用道）の延長等を変更及び決定します。

【名　　称】 立川都市計画道路９・６・１号多摩南北線
福生都市計画道路９・６・１号多摩南北線
【区　　間】 東大和市上北台一丁目地内～西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎地内
【延　　長】 約 7,010m
【幅　　員】 一般部　8m
（仮称）No.１～６駅設置部　18m
（仮称）No.７駅設置部　17.5m
分岐器設置部　12m

●幹線街路

多摩都市モノレールの延伸に伴い、幹線街路について、一部、幅員を変更します。

【名　　称】 立川都市計画道路３・２・４号新青梅街道線
福生都市計画道路３・４・４号新青梅街道線
福生都市計画道路３・４・１０号東京環状線
【変更概要】 （仮称）No.１～６駅設置による一部幅員の変更
30m → 33.5mまたは 37m
（仮称）No.７駅設置による一部幅員の変更
20m → 35.5m
モノレールの導入に伴う一部幅員の変更
30m → 35.5 ～ 39.5m

平面図

縦断図

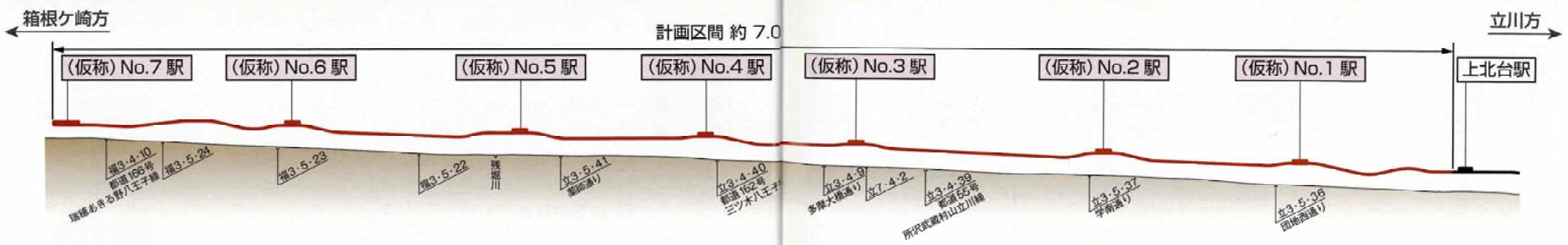

標準横断図

●一般部　①標準区間

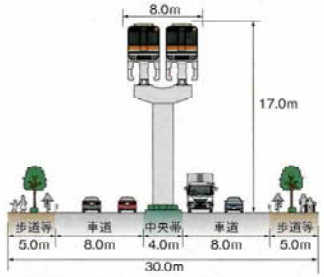

②箱根ケ崎アンダーパス付近

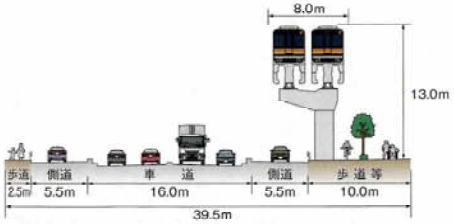

●駅部　(仮称) No.1～6駅

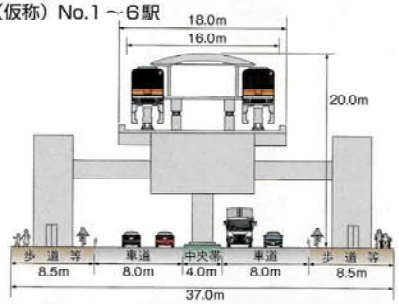

(仮称) No.7 駅

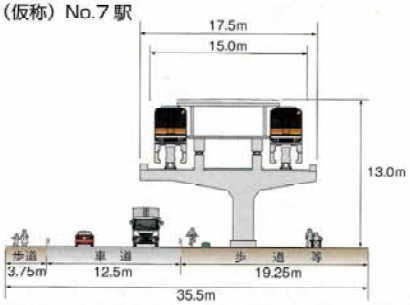

※幅員構成、整備形態や駅舎形状については、場所によって異なる場合があります。

都市計画素案の概要図

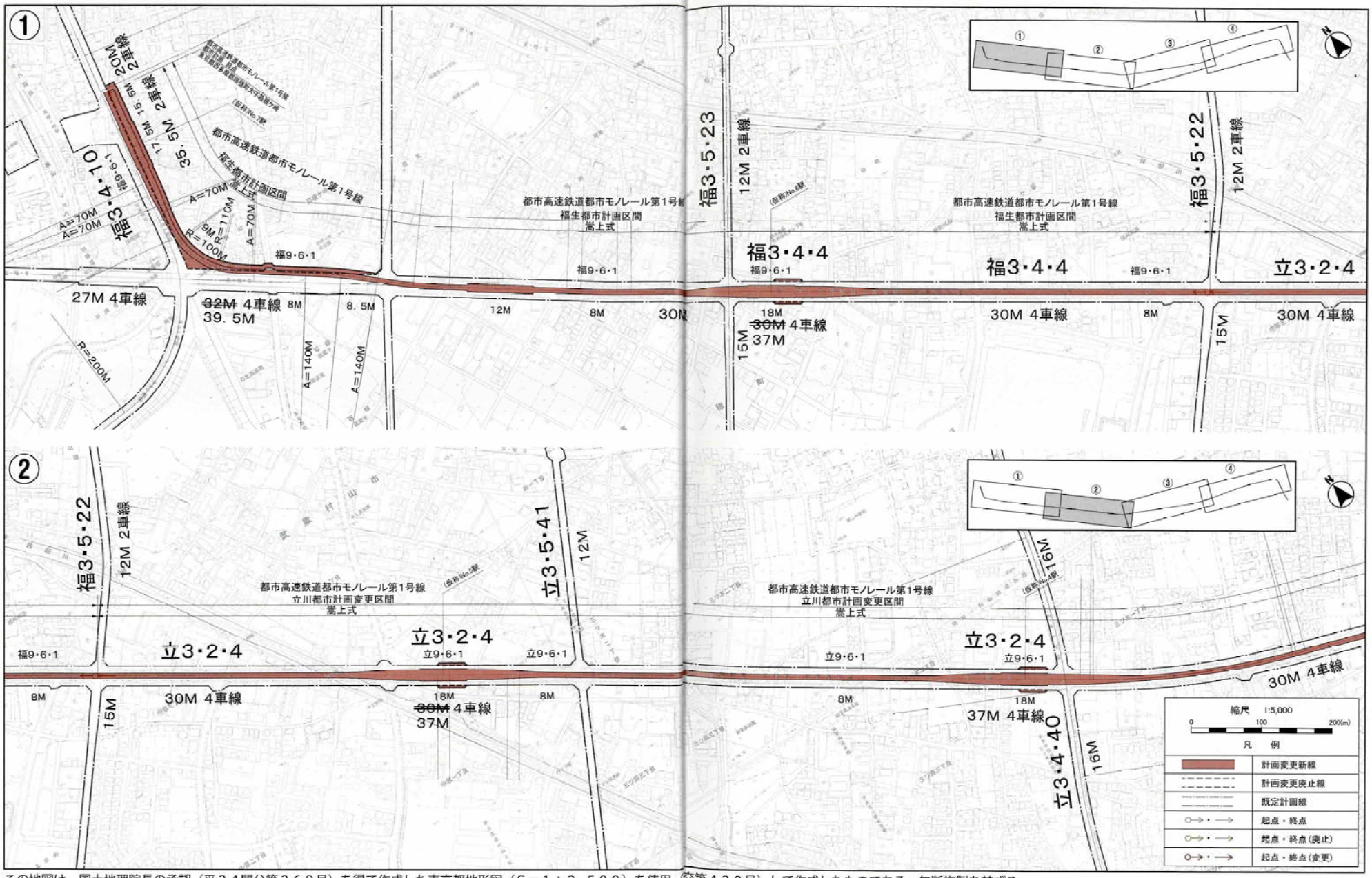

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（交第４２０号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）４都市基交都第２９号、令和４年７月２６日　（承認番号）４都市基街都第１２４号、令和４年７月４日
この図面は平成２４年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

都市計画素案の概要図

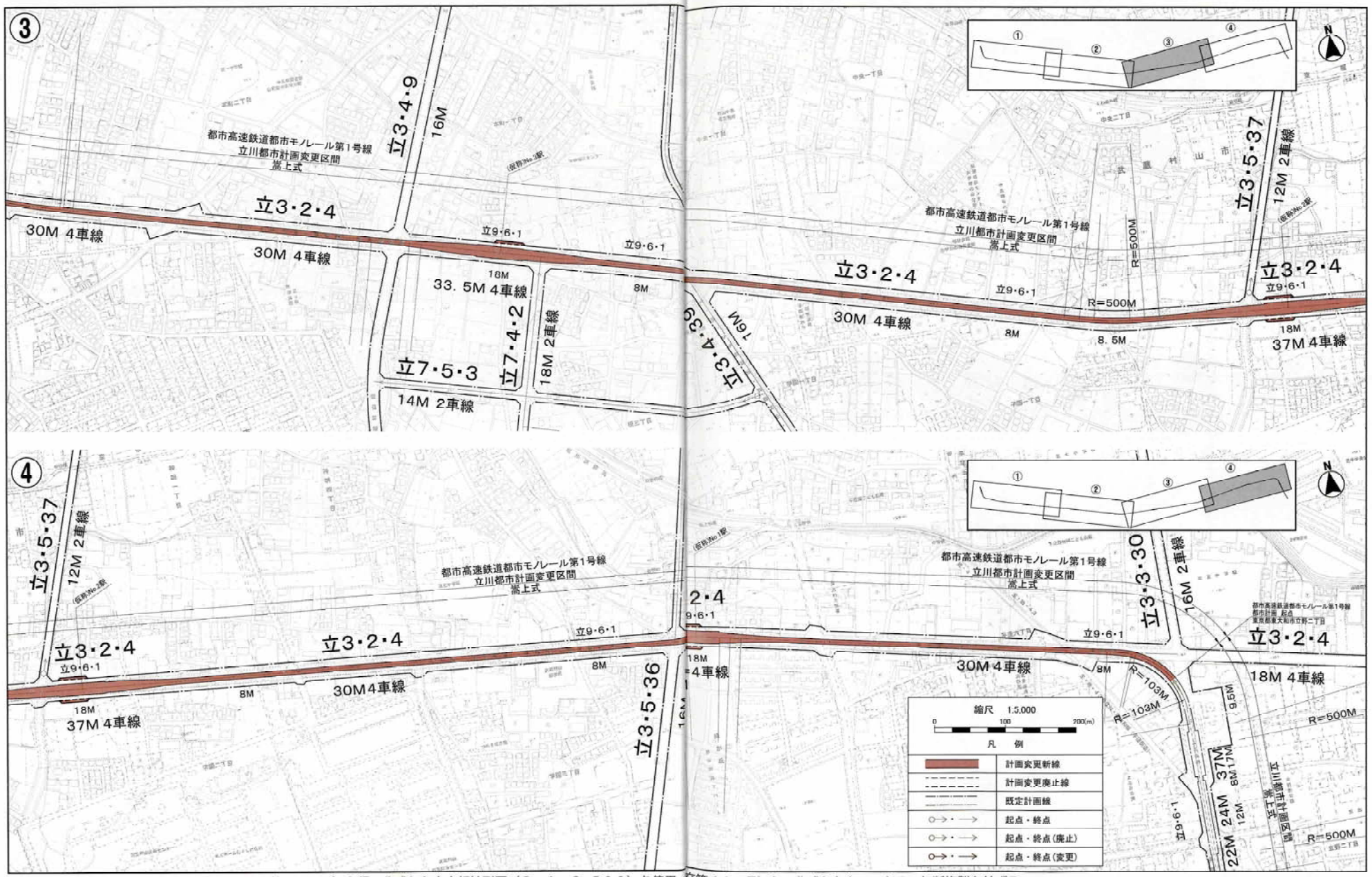

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）４都市基交都第２９号、令和４年７月２６日　（承認番号）４都市基街都第１２４号、令和４年７月４日　（承認番号）４都市基交第４２０号）
この図面は平成２４年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

完成イメージ（新青梅街道）

●現　況●

●これまでの整備計画●

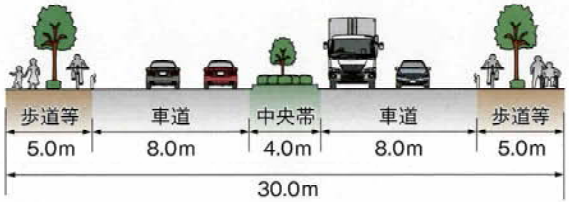

●今回の都市計画素案（一般部）●

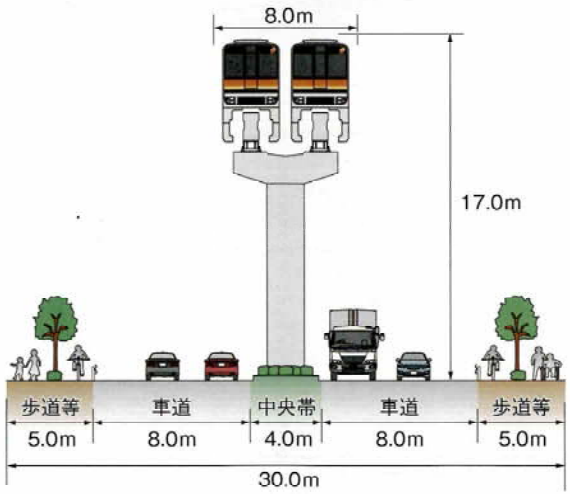

※幅員構成や整備形態については、場所によって異なる場合があります。

今後の流れ

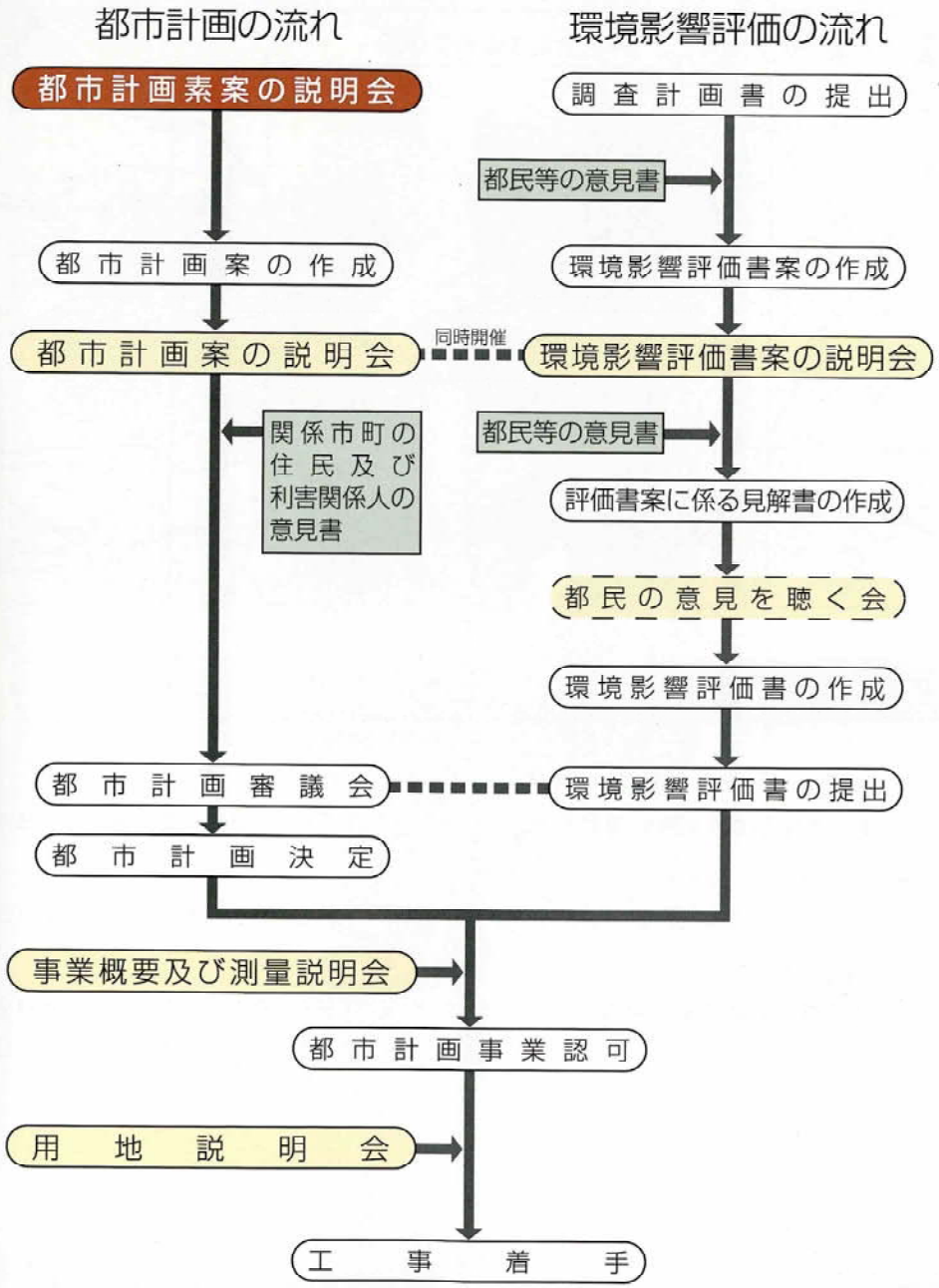

位　置　図

お問い合わせ先

【都市計画（モノレール）、説明会に関すること】

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課　　TEL：03（5388）3284

【都市計画（道路）に関すること】

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課　　TEL：03（5388）3293

【事業計画に関すること】

東京都 建設局 道路建設部 計画課　　TEL：03（5320）5492

多摩都市モノレール株式会社　　TEL：042（526）7800

HTT 電力をへらす つくる ためる

Tokyo Tokyo

登録番号（4）39

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

多摩都市モノレール延伸
（上北台～箱根ケ崎）に係る
関係市町のまちづくりについて

東大和市
武蔵村山市
瑞穂町

瑞穂町のまちづくりについて

瑞穂町のまちづくりについて

瑞穂町のまちづくりについて

瑞穂町のまちづくりについて

西口駅前公有地の活用

東口駅前広場の再編（イメージ）

Community

箱根ケ崎駅西地区公有地活用プロジェクト（瑞穂町）

地域交流×まちづくり×賑わいづくり

多摩都市モノレール延伸等を見据え、にぎわいあふれるコミュニティ拠点づくりを住民参加型で実施

事業内容

◆拠点形成に向けた「まちびらきイベント」の実施

・コミュニティ形成の新たな拠点としての認知度向上に向けて実施
・町の魅力発信とともに、地域のプレイヤーとなる事業主体（地元リーダー）を掘起し

◆拠点形成に向けた企画・検討

・まちづくり懇談会の開催や定期的なイベントを通じて、地域コミュニティの土台を構築
・町民・地元企業・学生等との協働により、「地元リーダー」の育成

◆交流拠点の整備

・本格稼働に向けた基盤整備（電気・水道）
・地元ニーズを踏まえ、コンテナハウスを活用した多機能イベントブースやサテライトオフィス等を整備
（多世代交流ブース、若者クリエイティブブース、テレワークブース、地元高校ブース、地元企業物販ブース　等）

瑞穂町の特産品

イメージ

ポイント

■まちづくりを契機に、アイデアを持っている若者、イベント参加実績があり地域活性のノウハウを持つ瑞穂農芸高校、地元企業等といった**多様な主体を巻き込んだ協働によるコミュニティの創出**

資料2

令和４年度通学路等における合同点検実施状況

第一小学校

番号	場所	学校からの報告事項	想定される主な対策
①	正門前、新青梅街道から箱根ケ崎駅をつなぐ道（第一小学校南側道路）	１日を通して自動車の交通量が多い道であり、下校時には注意が必要。	・警察による取締りを予定 ・現在、路面標示されて部分を再度路面標示検討
②	狭山谷公園から瑞穂町役場前通り（第一小学校南側道路まで）	自動車の通りも多いが、登校時は瑞穂中学校生、瑞穂農芸高校生の登校もあり、少々混み合う。自転車も多い。	・歩道の自転車走行禁止規制を検討 ・警察の確認を実施予定
③	残堀川沿いの通りと日光街道から町役場前へ抜ける通りの交差点	残堀川沿いを歩く児童がいる。横断歩道がないために危険。	横断歩道を守ることを学校からの指導
④	農協前 新店舗開店コンビニエンスストアの駐車場付近	９月１日にコンビニエンスストアが新規に開店した。道路に面して広い駐車場があり、自動車の出入りが多くなると予想される。	注意喚起の看板設置等を検討
⑤	旧居酒屋横の通り	旧居酒屋前から新青梅街道を渡るときに横断歩道がないので危険。	横断歩道を守ることを学校からの指導

令和４年度通学路等における合同点検実施状況

第二小学校

番号	場所	学校からの報告事項	想定される主な対策
①	春日公園	不審者情報 教員や警察がパトロールを行ったことで、件数は減ったが引き続き警戒を続けていきたい。	・植栽の見通しを良くする。 ・防犯カメラの設置検討
②	下野公園	・放課後、公園で遊ぶ児童が多数いる。ボール遊びの際、ボールを追いかけて車道に出てしまうことがある。フェンス等の設置してほしい。 ・不審者情報 教員や警察がパトロールを行ったことで、件数は減ったが引き続き警戒を続けていきたい。	・飛び出しをしないよう学校からの指導 ・フェンスの設置を建設課で検討
③	アウトドア店の道挟んで反対	不審者情報 教員や警察がパトロールを行ったことで、件数は減ったが引き続き警戒を続けていきたい。	・①②③不審者情報があったら１１０番するよう対応及び指導 ・青パトによる巡回の強化
④	長岡バス停付近	平成３０年８月、交通事故。バスの裏から飛び出し。	・横断歩道を設置予定 ・緑道に車止め等を検討
⑤	瑞穂二小前信号（青梅街道）北川部分	・令和元年１２月　交通事故 ・児童登校時には、人数が多くなり歩道からはみ出てしまいそうである。登校時の交通指導員さんを増やしてほしい。	交差点が複雑でありスクールガードリーダーだけでは大変である。交通誘導員の確保を学校側で検討
⑥	二小北側　中通り	ガードレールがないく、通勤時間および、夕方に抜け道になり、スピードを出している自動車が多い。また、雨天時、冠水。	・路面標示の塗り替えを検討 ・車道に植栽が出ている地権者に剪定を依頼 ・減速マークを設置予定
⑦	岩蔵街道	歩道が狭く交通量が多い。	・道路が直線でありガードレールは設置予定なし ・歩道が狭すぎであり、ガードレールを設置すると車いす等が通行できないため設置予定なし
⑧	農協前交差点	歩道・信号は、設置されているが登下校時の交通指導員さんの増員をしてほしい。	交通誘導員の確保を学校側で検討

令和４年度通学路等における合同点検実施状況

第三小学校

番号	場所	学校からの報告事項	想定される主な対策
①	元狭山神社とふるさと思い出館の間の道	樹木が生い茂っており、夏になると周りから見えないことがある。	・防犯灯の設置を検討 ・児童には通行しないよう学校から指導
②	JR箱根ケ崎駅から国道１６号線へ向かう道。コンビニエンスストア近く。	国道１６号線へ向かう車と１６号線からくる車の交通量が多い。横断歩道がなく、近辺の居住者が道路横断をしやすい。 （１６号線と重なる富士山交差点と学校の中間地点に住む居住者にとって横断歩道を通ろうとするとコンビニまで戻るか大きく回って学校前の信号を渡るかになってしまうため、道路横断しやすくなる。中間地点に横断歩道や手押し式の信号等があると事故等の心配も減ると考えている。またけやき館から１６号までの通りについては、横断歩道があるものの畑から急に児童が畑から自転車で飛び出すこともある。）	・警察持ち帰り検討 ・町と相談し検討
③	JR八高線高架下の道路・歩道	工事により前後の歩道は広がったが、高架下の歩道が狭く危険。	東京都と白線等の引き方及び路面標示の実施を検討
④	駒形富士山の交差点	車が入間方面から狭山神社方面に向かう際に、駒形富士山の交差点で左折をするが、停車位置がかなり後方のために左折してすぐに横断歩道があることに気付かずにスピードを上げて通るために事故が起こる可能性がある。（福生警察及び町教委にも伝えている案件であり、新しく児童も増え、来年も増える予定。そのため歩車分離式信号にしてほしい。看板等では限界があるため。）	警察より検討案が作成され説明
⑤	西門から出て元狭山スポーツ広場	・道が狭く、車のすれ違いが難しい。また森が近くにあり、連れ込まれる恐れがある。 ・道路の幅員が狭いが車がスピードを出す。	看板及びポストコーンの設置を検討

令和４年度通学路等における合同点検実施状況

第四小学校

番号	場所	学校からの報告事項	想定される主な対策
①	四小前交差点	信号待ちの車が横断歩道上に溜まってしまう。	・都道部分に看板を設置依頼(町が設置) ・警察で現状確認
②	四小前スクールゾーン	登校時はスクールゾーン時間帯でPTA会長が立っているので、概ね守られているが、下校時に羽村側から入ってくる車の一時停止無視	警察で現状確認
③	四小裏横断歩道・第二グラウンド曲がり角	特に、自転車の飛び出し・乗り方	・歩道の自転車走行の規制を解除予定 ・歩者分離式信号の自転車専用信号の検討 ・信号へ設置されている看板の検討 ・警察持ち帰り案件
④	むさし野１丁目　町営アパート25、33号棟近辺	・国道１６号からの抜け道 ・車両が多い、スピード超過 ・横断歩道は設置されたが、車が止まらない	誘導員の協力依頼

令和４年度通学路等における合同点検実施状況

第五小学校

番号	場所	学校からの報告事項	想定される主な対策
①	寿楽前から石畑下集会所前までの道路	埼玉県方面との抜け道になっているため、所沢等、埼玉県ナンバーの車も見られる。制限速度オーバーの車が多く、グリーンベルトはあるが、歩道、ガードレールはない。	・道路を狭めて見えるような道路標示を検討 ・ポストコーンの設置を検討
②	石畑下集会所前クランク	抜け道のため、スピードを出している車が多い。対向車とすれ違う際、道幅が狭いため、路側帯を歩いている児童スレスレになることがあり、危険。（歩道なし。交通量多い。）	・道路を狭めて見えるような道路標示を検討 ・ポストコーンの設置を検討
③	石畑1653番地付近尾崎荘前青梅街道横断歩道から仲町橋を通り殿ケ谷812番地付近コンビニエンスストア前新青梅街道横断歩道までの道路	青梅街道から新青梅街道への抜け道になっていて、制限速度オーバーの車が多いのに、歩道、ガードレールがない。	・ポストコーンの設置を検討 ・路面標示の塗直しを検討
④	殿ケ谷906番地付近歯科医院前青梅街道交差点から表橋を通り殿ケ谷772番地付近車両販売店前新青梅街道出口まで	青梅街道から新青梅街道への抜け道になっていて、制限速度オーバーの車が多いのに、歩道、ガードレールがない。	・ポストコーンの設置を検討 ・路面標示の塗直しを検討
⑤	旧青梅街道横断歩道	交通量多い。信号（押しボタン式）の時間が短い。石畑1667番地付近(だんご屋前)、殿ケ谷873番地付近(酒屋横)、殿ケ谷906番地付近(歯科医院横)	警察で検討している
⑥	新青梅街道横断歩道	交通量多い。右折信号が停止に変わっていても、右折する車があり危険。保護者からも心配の声がある。殿ケ谷811番地付近(車両販売店前)、殿ケ谷778番地付近(阿豆佐味神社入口)	警察で検討している
⑦	殿ケ谷1132番地から くぬぎ公園から 殿ケ谷1152番地から 殿ケ谷1034番地まで	五小区内の防犯カメラの設置場所がわからず、すでに設置済みの箇所かもしれませんが、この一帯は都立公園に面しているため時間帯によっては、人気がないのではないかと予想される。（防犯カメラが設置済みの地区であれば点検の必要はないと思います。）	青パトの巡回を強化
⑧	台坂遊歩道から石畑1752番地	急な下り坂になっていて、坂道を下ってきた所が、車の抜け道になっていることもあり、スピードが出ていたり、交通量が多いことで危険が予想される。	・止まれ表示の塗り直し ・学校より止まれを守るように指導する

瑞穂第一小学校学区域

令和４年度通学路合同点検 危険箇所抽出時

瑞穂第二小学校学区域

令和４年度通学路合同点検 危険箇所抽出時

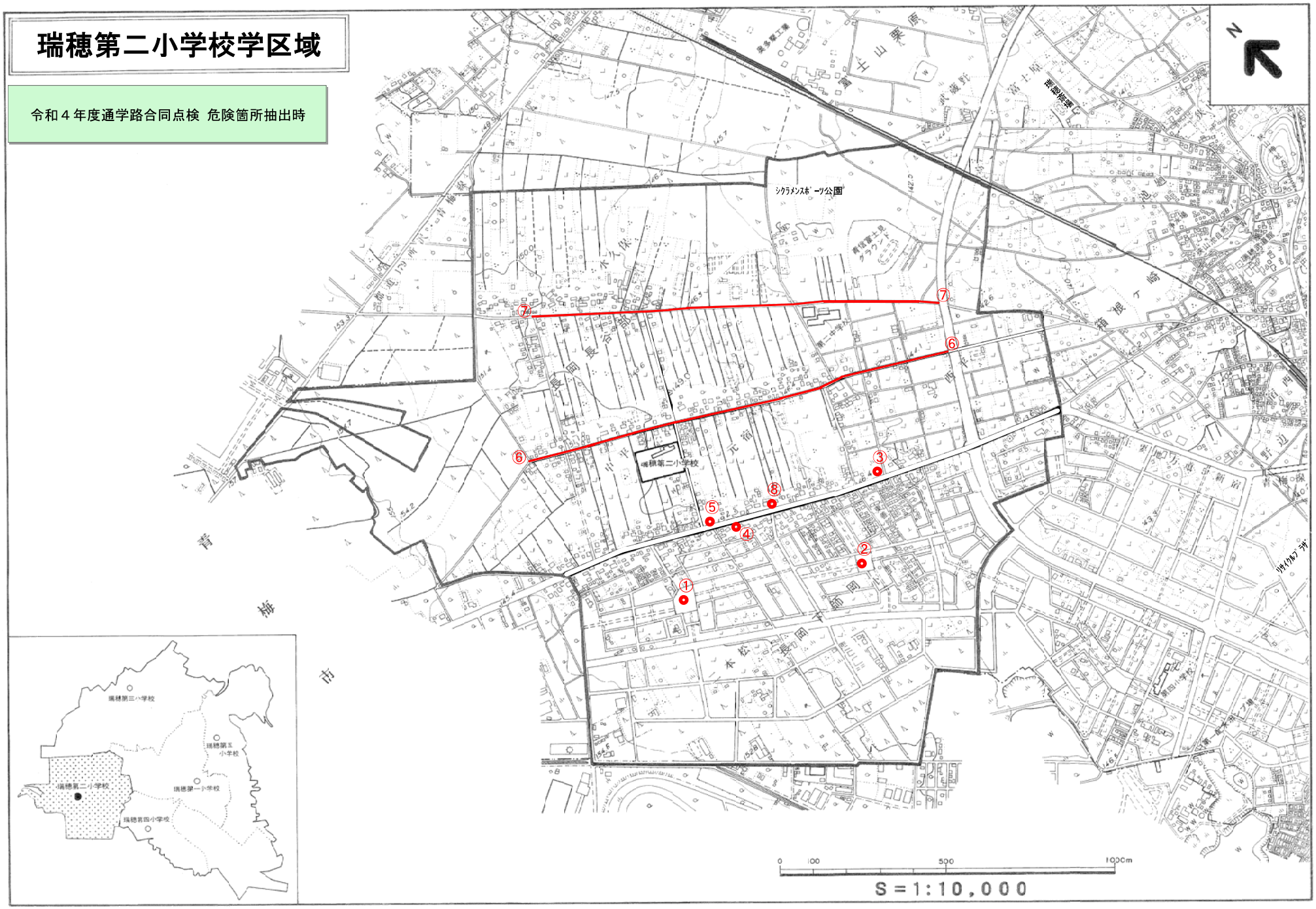

瑞穂第三小学校学区域

令和４年度通学路合同点検 危険箇所抽出時

瑞穂第四小学校学区域

令和４年度通学路合同点検 危険箇所抽出時

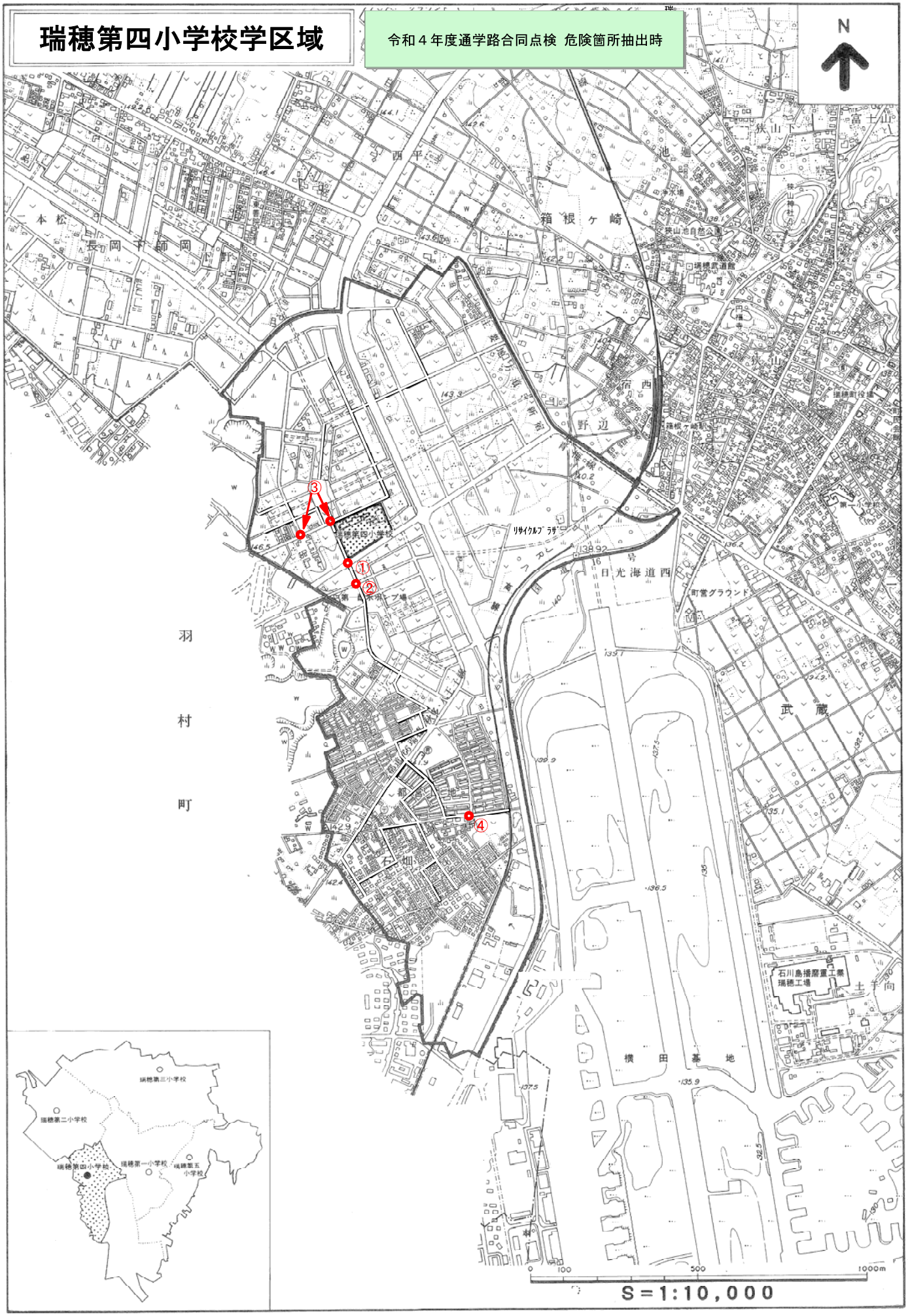

瑞穂第五小学校学区域

令和４年度通学路合同点検 危険箇所抽出時

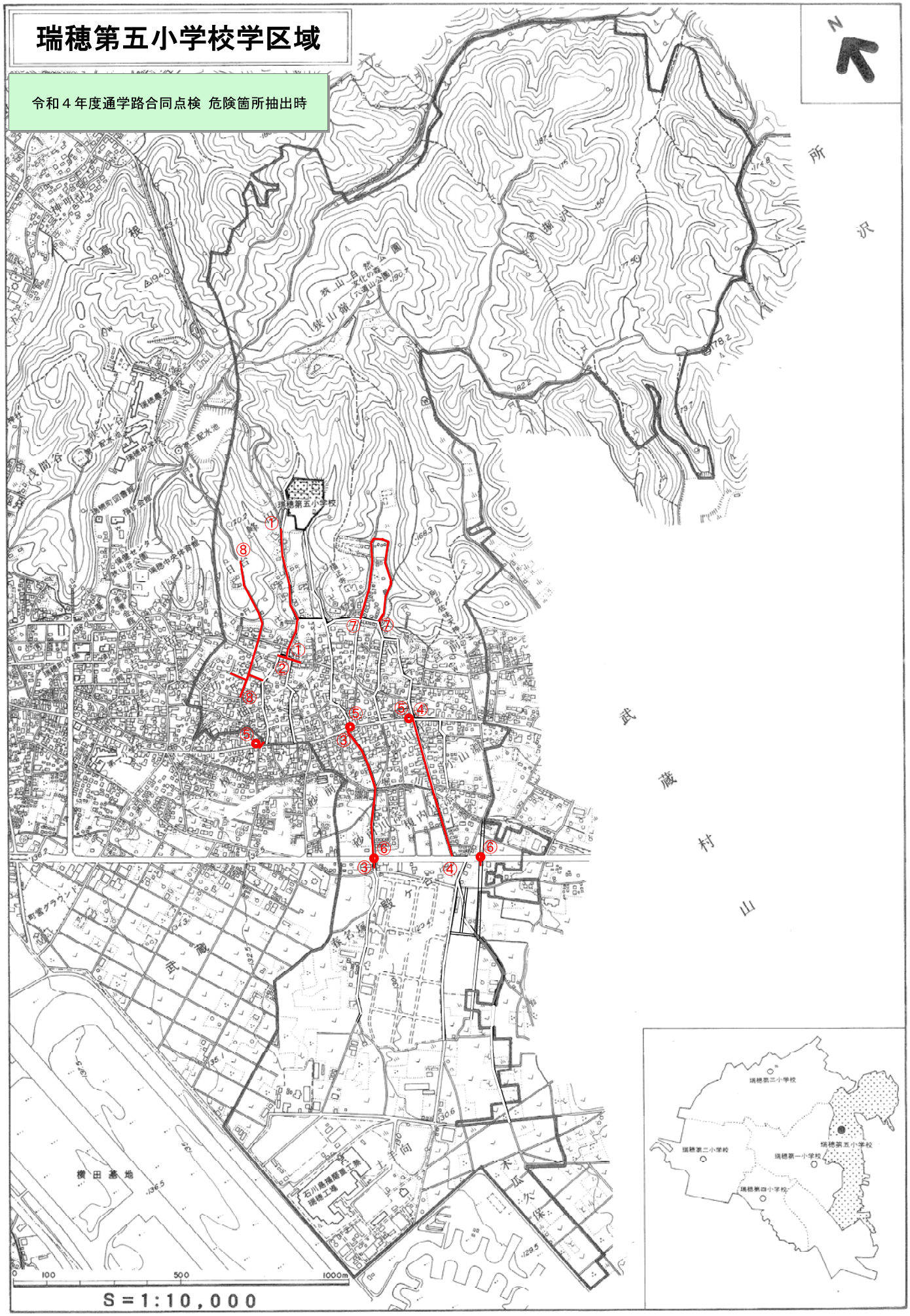

資料３

いじめ防止対策等について

１　いじめ防止基本方針策定等までの経緯

平成２３年１０月　滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自殺
平成２４年　７月　文部科学大臣の談話
「子供の生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。」
平成２５年　２月　第２次安倍内閣
教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第１次提言）」
「社会総がかりで、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。」

↓

平成２５年　文部科学省**「いじめ防止対策推進法」**６月公布、９月施行
「いじめの防止等のための基本的な方針」
１０月策定

↓

平成２６年　６月　東京都「東京都いじめ防止対策推進条例」成立後
「東京都いじめ防止対策推進基本方針」
「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」（７月初旬、公布・施行）

↓

各区市町村「いじめ防止対策条例」（制定は任意）
「いじめ防止基本方針」（策定は努力義務）

↓

各学校（公立・私立）「いじめ防止基本方針」（策定義務）
「いじめ防止のための対策組織」（設置義務）

２　瑞穂町教育委員会及び小・中学校の取組と現状

平成２４年度

「いじめ防止担当者」の選出、「いじめ防止担当者連絡協議会」の開催（年３回）、「いじめ対策委員会」の設置（校務分掌に位置づけ）、学校サポートチームの設置

平成２６年度

「瑞穂町いじめ防止基本方針」策定（平成２６年９月）

- ▹ 「いじめ問題対策委員会」設置（年３回開催、管理職、担当教員で構成）
- ▹ 「いじめ問題調査委員会」設置（重大事態発生時に立ち上げ）
- ▹ 教員研修の強化（校長連絡会、副校長連絡会、健全育成推進会議、若手教員研修等）

「学校いじめ防止基本方針」全校策定（平成２６年９月～１２月）

- ▹ 「いじめ問題対策委員会」の設置（いじめの疑い、いじめ認知時に即時開催し、組織的対応について協議、対応策の決定）
- ▹ 児童、生徒対象の年３回アンケート及びスクールカウンセラー・町教育相談員による全員面接の実施
- ▹ 教員研修の強化（学期１回以上の校内研修の実施）
- ▹ 「学校いじめ防止基本方針」、いじめを許さない啓発キャンペーンを保護者・地域に周知（学校便り、学校ホームページ等）

平成２９年度

平成２６年度に策定した「瑞穂町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の改正

〈改正内容〉

１　学校におけるいじめ防止等に関する取組

（１）未然防止

- ▹ 年間３回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。**（教員研修の回数を設定）**
- ▹ 管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童・生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。**（努力義務の明文化）**
- ▹ 学校評価等を活用し、いじめ防止に対する取組を確認する。**（学校独自の調査結果や学校評価の一項目に加える。）**

（２）早期発見

- ▹ チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。**（各校の取組に加え、チェックリスト様式の統一を図る）**
- ▹ 児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。**（教員による監視項目を追加）**

（３）いじめへの対応

- ▹ いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の

安全確保を図る。発見から３か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童・生徒及び保護者への面談等での確認を行う。**（国のいじめの解消の定義との整合）**

（４）重大事態の対処

▹ 重大事態が発生した場合には、疑いも含めて学校は速やかに教育委員会に報告し、連携をとりながら調査等の対応を行う。教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。

－　重大事態の例示　－

〇児童・生徒が自殺を企図した場合
〇身体に重大な傷害を負った場合
〇金品等の重大な被害を被った場合
〇精神性の疾患を発症した場合
〇いじめにより相当の期間（年間３０日を目安とする）欠席した場合

（町長への報告及び報告事案内容の規定と明文化）

２　教育委員会の取組

（１）重大事態発生時の対応

▹ 学校と連携を図りながら、「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにする調査を実施する。また、必要に応じて、当該委員会に第三者を加え、詳細な調査や対策についての検討を行う。調査した結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。同時に、調査した結果は教育委員会から町長に報告する。**（保護者等への情報提供と町長への報告を明文化）**

▹ 町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。**（町長による再調査を行うことができる規定を追加）**

平成３０年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会条例の公布・施行（平成３１年３月８日）

▹「瑞穂町いじめ防止基本方針」に基づき、実際に重大事態が発生した時に備えて、いじめ問題調査委員会に第三者委員会を設置した場合の、所管事項、組織、委員報酬等について定める。

▹ 組織

〇学識経験者２名以内
〇法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者４名以内
〇関係行政機関の職員２名以内

令和元年度～令和２年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会委員委嘱
▹学識経験者２名、小児科医師１名、臨床心理士１名、主任児童委員１名の計５名を委嘱。
任期は、平成３１年４月１日から令和３年３月３１日まで

令和３年度～令和４年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会委員委嘱
▹学識経験者２名、小児科医師１名、臨床心理士１名、主任児童委員１名、弁護士１名の計６名を委嘱。
任期　学識経験者、小児科医師、主任児童委員
令和３年４月　１日から令和５年３月３１日まで
臨床心理士、弁護士
令和３年９月２２日から令和５年３月３１日まで

瑞穂町いじめ問題調査委員会の開催状況
第１回　令和３年１０月　７日
第２回　令和３年１０月２１日
第３回　令和３年１２月２７日
第４回　令和４年　１月１９日
第５回　令和４年　２月　７日
第６回　令和４年　２月２１日
第７回　令和４年　３月１６日
第８回　令和４年　６月１９日
第９回　令和４年　７月２５日
第10回　令和４年　８月３０日
第11回　令和４年１０月　３日

３　いじめ認知件数

（単位：件）

区　分	令和３年度	令和２年度	令和元年度	平成３０年度
小学校	３２	２１	３３	１３５
中学校	２７	１２	３４	２５

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）結果

令和３年度におけるいじめの認知件数は、令和２年度と比較すると小中学校ともに増加しました。これは、いじめを見逃さないという都の方針の周知徹底とともに、いのちにかかわる重大事態の発生によって、より一層きめ細かな把握に努めた結果であると考えます。

教育委員会としては増加が悪化、減少が良好と単純に捉えていません。いじめはいつでもどこでも発生することを前提に、継続的・計画的な取組且つ発生時の丁寧な対応が大切だと考えています。

教育委員会では、令和４年度から中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校だけでは対応困難な事例について、児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図るなどの支援を行っています。